

平成29年4月1日  
公益財団法人 マツダ財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話 082-285-4611

FAX 082-285-4612

電子メール [mzaidan@mazda.co.jp](mailto:mzaidan@mazda.co.jp)

（参考）国家公務員法等の規定

- 国家公務員法（昭和 22年法律第 120号）第 106条の 24第1項第4号
- 独立行政法人通則法（平成 11年法律第 103号）第 54条の2第1項において準用する  
国家公務員法第 106条の 24第1項第4号
- 職員の退職管理に関する政令（平成 20年政令第 389号）第 32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20年政令第 390号）第 18  
条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20年内閣府令第 83号）第 9条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20年内閣府令第 84  
号）第8条